

岩手県告示第813号

土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地改良事業の施行のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨久慈市長から届出があった。

平成21年10月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 久慈市大川目町第14地割に編入する区域

- (1) 久慈市大川目町第17地割46の3の一部、46の4、46の5、47の1、47の2の一部、52の3の一部、52の4、53の1、53の2の一部、58の3の一部、58の4、59の1、59の2の一部、59の3の一部、65の3の一部、65の4の一部、73の5の一部、74の5の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
- (2) 久慈市大川目町第26地割36の1から36の4までの各一部、36の5及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の一部並びに久慈市大川目町第14地割103の1、105の1、105の4、106の1から106の3まで、107の1から107の3までに隣接する道路、水路である公有地の一部

2 久慈市大川目町第15地割に編入する区域

- (1) 久慈市大川目町第16地割35の1の一部、35の2の一部、36の1から36の3までの各一部、37の1、37の2、38の1から38の3まで、39の1から39の4まで、40の1から40の4まで、41の1から41の3までの各一部、42の1から42の3までの各一部、103の1の一部、103の2、103の3の一部、104の1から104の3までの各一部、105の1から105の3までの各一部、106の1から106の3まで、107の1から107の3まで、108の1から108の4まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
- (2) 久慈市大川目町第26地割20の1から20の4までの各一部、20の6の一部、26の9の一部、26の10から26の13まで、26の15の一部、26の16から26の19まで、26の24の一部、27の1の一部、27の7、30の1の一部、30の8から30の10までの各一部、32の1の一部、32の4の一部、32の5の一部、32の9、32の10、32の12の一部、32の13及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
- (3) 久慈市大川目町第27地割13の2、13の4の一部、14の4の一部、14の5から14の12まで、15の2の一部、16の1の一部、34の1の一部、34の2の一部、42の一部、43の2の一部、44の1の一部、44の2の一部、77の3の一部、77の4の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部

3 久慈市大川目町第16地割に編入する区域

久慈市大川目町第16地割15の2、19の1、23の5、35の1に隣接する久慈市大川目町第27地割の水路である公有地の一部

4 久慈市大川目町第17地割に編入する区域

- (1) 久慈市大川目町第14地割13の2、78の1、83の4、83の5、83の6の地先の道路である公有地の一部
- (2) 久慈市大川目町第17地割43の4から43の6まで、44の1から44の4まで、45の1から45の4まで、46の1の地先の久慈市大川目町第26地割の水路である公有地の一部

5 久慈市大川目町第18地割に編入する区域

久慈市大川目町第23地割23の一部、25の1の一部、27の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部

6 久慈市大川目町第23地割に編入する区域

久慈市大川目町第18地割27の1の一部、28の2の一部、31の一部及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部

7 久慈市大川目町第26地割に編入する区域

- (1) 久慈市大川目町第17地割41の1の一部、41の2の一部、42の5の一部
- (2) 久慈市大川目町第27地割14の2から14の4までの各一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部

8 久慈市大川目町第27地割に編入する区域

- (1) 久慈市大川目町第15地割46の1の一部、47の5の一部、48の1の一部及びこれらの区域に介在する水路である公有地の全部

- (2) 久慈市大川目町第16地割9の2の一部、12の2の一部、23の5の一部、26の2の一部、26の3、27の1、27の2の一部、30の3の一部、30の4、31の1、31の2の一部、34の2の一部、35の1の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部
- (3) 久慈市大川目町第26地割26の2の一部、26の26の一部、26の27の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部

備考 関係図面は、久慈市役所に備えておいて縦覧に供する。